

富士見町人材育成海外派遣事業 中学校生徒参加者募集

申込 問 生涯学習課 生涯学習公民館係 ☎62-7900

ニュージーランドでのホームステイや学校生活等の体験学習を通じて、郷土をより正しく理解し、国際感覚豊かな人材を育成することを目的に実施する「富士見町人材育成海外派遣事業」への参加者を募集します。

- 【対 象】 富士見町在住の中学2年生
- 【と き】 平成30年3月17日(土)～3月27日(火)の11日間
- 【派 遣 先】 ニュージーランド・タスマンディストリック・リッチモンド(友好都市)
- 【内 容】 ホームステイ、ワイメアカレッジとの交流等体験学習を予定
(研修内容は変更になることがあります)
- 【募集人数】 15人
- 【費 用】 一人あたりの総経費約40万円、個人負担額約20万円
(金額は変動する場合があります。その他諸経費が個人負担としてかかります)
- 【申込締切】 平成29年10月12日(木)
- 【申 込 先】 富士見中学校生徒は富士見中学校、その他の中学校生徒はコミュニティ・プラザ内生涯学習課



—消費者見守り情報 No.80—

～消費生活センターってどんなところ?～

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 茅野市消費生活センター ☎72-2101(内線 256)
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

町の広報などで、消費生活相談の窓口として消費生活センターを紹介していますが、消費生活センターってどんな所でしょうか。

消費生活センターは、消費者と事業者のトラブルに公正な立場で処理にあたる行政機関です。

法的には、消費者基本法第19条第1項で、地方公共団体に「消費及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情を専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理するための苦情の処理のあっせん等」を行うことが規定されています。また消費者安全法第8条では、都道府県、市町村に消費生活相談等の事務の実施を求めています。消費生活センターの設置は、この二つの規定を受け、消費者安全法第10条に規定されています。

消費生活センターの設置は、都道府県には義務付けられ、市町村には努力義務とされていますが、現在県内では19市3町4村に消費生活センターが設置されています。

消費生活センターの要件として、次の要件を満たすことが必要とされています。

- ①消費生活相談について専門的な知識及び経験を有する者を、苦情相談及びあっせんに従事させている。
- ②消費生活相談等の事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えていること。
- ③消費生活相談・あっせんに1週間につき4日間以上行うことができること。

富士見町では、茅野市消費生活センターに広域対応として、富士見町の住民に関する相談の受入れを依頼しておりますので、お気軽にご利用ください。

困ったことがありましたら消費生活センター等にお気軽に相談ください。

「188」消費者ホットラインに電話をしていただいても、お近くの消費生活センターまたは消費生活相談窓口につながります。